

# 「日本一暮らしやすい埼玉」の実現に 向けた提案・要望

## 分野別提案・要望

### 分野6 魅力と誇りを高める分野

# ■文化芸術の振興



【文部科学省、文化庁】

県担当課：文化資源課

## 1 文化財保護行政の推進と文化財の確実な保存活用への支援



【文部科学省、文化庁】

### ◆提案・要望

国宝・重要文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物及び埋蔵文化財等の確実な保存継承と多様な活用を図るため、保存修理、整備、管理及び調査等の事業に対する必要な財源を確保すること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 国宝・重要文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物及び埋蔵文化財等の保存、整備及び調査等については、文化財の所有者や管理団体などが国庫補助を受けながら事業を実施しているところである。
- ・ 国指定文化財の保存、整備は複数年に及ぶことから計画的に実施する必要があるが、昨今、国庫補助を要望しても補助額が削減され、文化財の所有者や管理団体が事業に必要な支援を十分に受けられず、事業の実施を先送りせざるを得ない状況が生じており、結果として文化財の適切な保存・活用に支障が生じている。
- ・ 例えば本県を代表する史跡である埼玉古墳群の整備は、長期的な計画に基づき国庫補助を受け整備を実施しているが、令和元年度の計画額10,699千円に対して当初交付額は5,868千円（計画額／交付額＝54.8%以下同じ）、令和2年度計画額12,821千円に対して当初交付額は5,385千円（42.0%）、令和3年度計画額8,483千円に対して当初交付額は6,786千円（80.0%）となっており、その結果、整備計画に遅れが生じ整備活用計画の見直しを迫られている。

### ◆参考

○県内国指定文化財に係る国庫補助金の計画と当初交付額

（件数：件、額：千円）

年度	計画 件数	計画額(a)	当初交 付件数	当初交付額(b)	交付率(b/a)
H28	79	873,940	72	592,496	67.8%
H29	78	1,163,133	71	700,155	60.2%
H30	76	1,050,749	72	771,267	73.4%
H31	67	765,015	62	444,009	58.0%
R2	80	973,363	72	856,132	88.0%
R3	74	750,822	70	666,230	88.7%

# ■ ICT を活用した県民の利便性の向上



【総務省】

県担当課：情報システム戦略課

## 1 超高速ブロードバンドサービスの地域間格差の解消



【総務省】

### ◆提案・要望

希望する全ての国民が ICT を利活用できる環境の確保に当たっては、地方自治体に新たに財政負担を求めることなく、5G 環境への移行を含め民間事業者が整備できる手法を国が責任をもって講ずること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 現在、光ファイバを中心とした超高速ブロードバンド基盤の世帯カバー率は、全国平均で99.5%と利用環境の整備が図られているが、本県の条件不利（不採算）地域等においては、超高速ブロードバンド基盤が未整備の地域が存在している。地理的な情報通信格差を是正するため、次世代移動通信である5G環境も含め中山間部などの条件不利地域での整備を促進する必要がある。
- ・ 5G環境の整備は、現在、人口密集地が中心となっており、それ以外の地域では進んでいない。5G環境の有無による情報通信格差を生じさせることのないよう、条件不利地域を含めて広範囲の整備を促進する必要がある。

# ■快適で魅力あふれるまちづくり



【総務省、財務省、国土交通省】

県担当課：情報システム戦略課、用地課、道路街路課、道路環境課、市街地整備課、建築安全課、住宅課

## 1 携帯電話不感地帯の解消



【総務省】

### ◆提案・要望

- (1) 条件不利地域における民間電気通信事業者による設備投資を促進するための支援制度の拡充を図るとともに、民間電気通信事業者を事業主体とする財政支援制度を創設すること。
- (2) 不採算地域への携帯電話基地局の整備や維持管理に係る費用へのユニバーサルサービス制度の適用を検討すること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 居住地における携帯電話不感地帯は解消が進んできているが、地理的に条件不利な地域の世帯数が10戸に満たないような小さな集落や、非居住地にあっても多くの人を訪れる観光地などについては、携帯電話不感地帯の解消が進んでいない現状がある。
- ・ 地理的に条件不利な地域において、市町村が携帯電話等の基地局施設を整備する場合には、国の無線システム普及支援事業（携帯電話等エリア整備事業）があるが、小集落等については民間電気通信事業者の採算性の問題からエリア化（当該事業による基地局施設の整備）が進んでいない現状がある。携帯電話の不感地帯を放置することは、救助や救援に支障を来すおそれがあり、国民の安全を脅かすものであるため、早期に解消が図られる必要がある。

## 2 地上デジタル放送共聴施設の維持管理の支援



【総務省】

### ◆提案・要望

地上デジタル放送の難視対策は、国と放送事業者が主体となって住民及び地方公共団体を支援すべきであり、共聴施設の維持管理についても、住民及び地方公共団体に過剰な負担とならないよう、新たな支援措置を創設すること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 地上デジタル放送の難視対策は、デジタル混信対策及び福島原発避難指示区域における対策を除き、平成27年3月で完了したところである。このうち、共聴施設による対策は、住民及び地方公共団体が主体となって実施し、国と放送事業者が共聴施設の新設・改修を支援することとされてきた。
- ・ 国では無線システム普及支援事業費等補助金により、原則として、新設は補助対象経費の2/3、改修は補助対象経費の1/2に相当する額を補助してきたところである。また、日本放送協会においても、自主共聴組合のデジタル化改修について、加入世帯の負担額に対し助成を行ってきた。
- ・ 一方、共聴施設の維持管理については国や放送事業者による支援措置がなく、住民及び地方公共団体に過剰な負担となっているため、早急な対応を必要としている。

### 3 土地区画整理事業の推進



【国土交通省】

#### ◆提案・要望

住み続けられるまちづくりの促進及び市街地の防災性向上のため、土地区画整理事業を推進する補助制度に必要な財源を確保すること。

#### ◆本県の現状・課題等

- ・ 本県を含む首都圏においては、東京湾北部や茨城県南部などを震源とする大規模地震の発生確率が今後30年間に70%とされている。
- ・ このような大規模地震が発生した場合、建物の倒壊や市街地での火災の発生等により多数の死傷者が出る被害が想定され、安全なまちづくりの取組が必要である。
- ・ 住み続けられるまちづくりの促進及び市街地の防災性向上のため、事業財源の確保が困難となっている土地区画整理事業の推進が必要である。
- ・ 地価の低迷や厳しい財政状況の中で財源確保が困難となり、事業期間の長期化や借入金の返済が困難となってきている。
- ・ このため、事業効果を早期に発揮するためには、国による財政支援の強化が不可欠である。

#### ◆参考

○土地区画整理事業の施行状況（令和3年3月31日現在）

施行者	地区数	面積
個人施行	7 地区	37.6 ha
組合施行	16 地区	594.5 ha
公共団体施行	57 地区	2,783.1 ha
合計	80 地区	3,415.2 ha

※さいたま市を除く。

○社会資本整備総合交付金を受けている地区数（令和3年度）

施行者	道路事業	都再区	合計
組合施行	3 地区	1 地区	3 地区
公共団体施行	27 地区	24 地区	37 地区
合計	30 地区	25 地区	40 地区

※さいたま市を除く。

## 4 市街地再開発事業の推進



【国土交通省】

### ◆提案・要望

- (1) 都市の防災性を高め、ゆとりとにぎわいのある快適なまちづくりを進め、また、被災時対策（帰宅困難者対策など）やエコ施策においても役割が期待される市街地再開発事業の推進のため、財政的支援を拡充するなど必要な財源を確保すること。
- (2) 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の規定による交付金の国費率のかさ上げ措置は、重点配分対象事業に限り平成30年度以降も10年間継続されることとなったが、県内で施行中の市街地再開発事業は全てこれに該当せず、実質的には国費率が低下することとなる。事業の進捗に影響が大きいことから、重点配分対象事業を拡充すること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では、昭和40年代以降の急激な人口流入などにより、市街地環境の悪化、災害危険性の増大などの問題が発生している。
- ・ また、中心市街地の人口の空洞化、既存商店街の活力の低下などが大きな問題となっている。

### ◆参考

○市街地再開発事業の施行状況（令和3年3月31日現在）

	地区数	面積
施行中地区	9 地区	9.8 ha

○国の社会資本整備総合交付金（道路事業）導入地区のうち重点・非重点配分の別  
(令和3年度)

	重点	非重点	計
	国費率		
施行中地区	5.5/10	5/10	
	0 地区	5 地区	5 地区

## 5 空き家を含む中古住宅の流通促進のための税制度の見直し



【国土交通省】

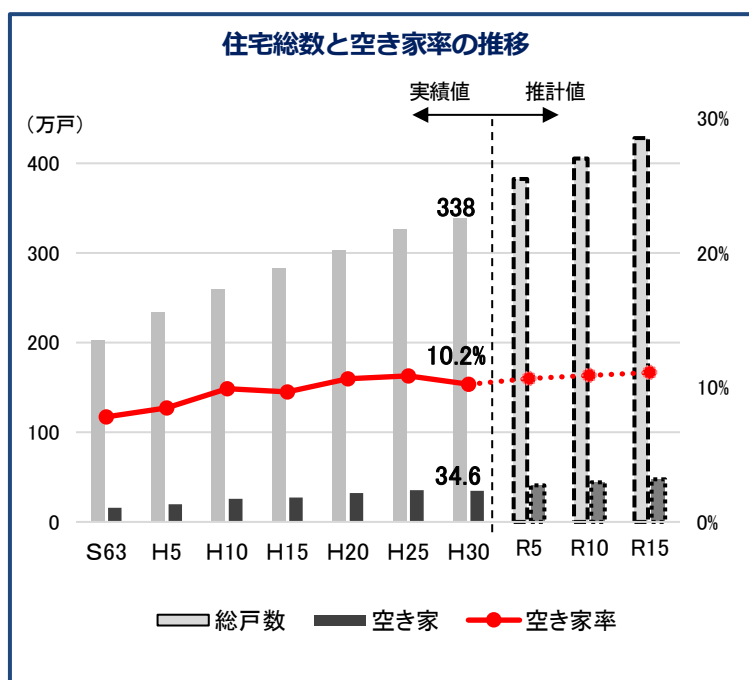
### ◆提案・要望

- (1) 空き家を含む中古住宅の流通を促進するため、中古住宅の購入者に対する住宅ローン減税の控除が適用される期間を延長するなどの優遇措置を講じること。
- (2) 空き家の除却跡地及び空き家の福祉活用を促進するため、空き家の所有者に対する都市計画税及び固定資産税の見直しを講じること。

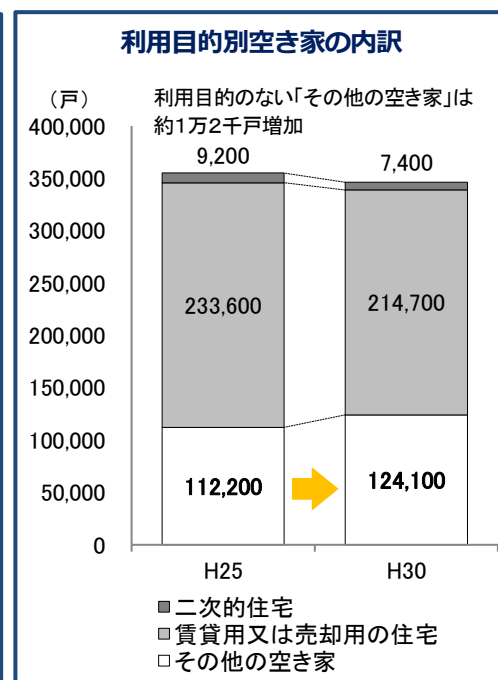
### ◆本県の現状・課題等

- ・ 平成30年の本県の住宅ストックは世帯数約305万世帯を上回る約338万戸である。新築住宅は平成29年度から令和元年度までの平均で年間約5万6千戸供給される一方で、滅失は年間約4.5千戸にとどまり住宅ストックは年々増加している。
- ・ 同年の本県の空き家は、戸数で約34万6千戸、空き家率では10.2%である。空き家率は全国で最も低いが、空き家の戸数は第8位と上位に位置している。
- ・ 特に、利用目的の定まっていない空き家は、平成25年から平成30年までの5年間で約1万2千戸も増加している。
- ・ 空き家が放置されると周辺的生活環境に悪影響を与えるおそれがあるため、利活用が可能な空き家の流通と危険な空き家の除却を促進する必要がある。
- ・ 住宅購入時における住宅ローン減税については、新築住宅と中古住宅で同じ控除期間となっている。空き家を含む中古住宅の流通を促進するためには、中古住宅の購入者に対する住宅ローン減税の控除が適用される期間を延長するなどの優遇措置を講じる必要がある。
- ・ また、空き家の除却跡地及び空き家を福祉活用した場合、固定資産税及び都市計画税の住宅用地特例が適用されなくなることは、空き家所有者が積極的に除却及び活用を行わない理由となっている。少子高齢社会において安心して健康に暮らせる住環境を創出するため、空き家の除却跡地や福祉活用に対する固定資産税等の住宅用地特例の適用延長等の措置が必要である。

### ◆参考



【出典】住宅・土地統計調査（総務省）  
※ R5以降は近似曲線による推計値



【出典】住宅・土地統計調査（総務省）



## 6 代替地提供者に対する譲渡所得の特別控除額の引上げ



【財務省、国土交通省】

### ◆提案・要望

公共事業用地の取得に係る代替地提供者に対する譲渡所得の特別控除額を、現行の1,500万円から3,000万円に引き上げること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 公共事業用地の取得に際し、土地所有者が補償金に代えて代替地を希望することも多い。
- ・ 公共事業の円滑な推進を図るには、代替地の問題を解決することが必要不可欠であるが、特別控除額が1,500万円では、代替地を提供することのメリットが小さいため、代替地提供の協力が得にくく、公共事業用地取得のあい路となっている。

## 7 納税猶予を受けている農地の譲渡に伴う贈与税・相続税の免除



【財務省、国土交通省】

### ◆提案・要望

納税猶予の特例に係る農地を公共事業用地として譲渡した場合の贈与税・相続税を全額免除すること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 納税猶予の特例に係る農地（以下「納税猶予農地」という。）については、租税特別措置法に基づき、その贈与税及び相続税が猶予されている。
- ・ しかし、納税猶予農地を公共事業用地として譲渡する場合、代替の農地を取得しないときは、売却した面積に相当する猶予されていた贈与税又は相続税を納税しなければならない。
- ・ そのため、納税猶予農地の所有者の理解を得ることが難しく、公共事業用地取得の大きな妨げとなっており、河川改修等に必要な用地を取得できず、緊急性の高い災害防止対策工事の遅れにもつながっている。

## 8 安全で快適な歩行空間の整備



【国土交通省】

### ◆提案・要望

- (1) 未就学児や通学児童が安心して利用できる安全な歩行空間を確保するために、歩道整備に必要な財源を確保すること。
- (2) 電線類の地中化を進めるために、電線類地中化の整備手法について検討及び普及を進めるとともに、電線類の地中化に必要な財源を確保すること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 滋賀県大津市で発生した未就学児が犠牲となった事故を契機に、歩行者の安全確保に対する関心が高まっている。
- ・ 県管理道路の約3割においては、未だ歩道が整備されていない。整備済みの箇所においても十分な幅員が確保されていない状況である。
- ・ このような状況の中、地元市町村からは、未就学児の移動経路に限らず、小中学校の通学児童の安全を確保するため、通学路安全プログラムに基づく歩道整備の推進が強く望まれている。
- ・ その数は県管理道路で294件にのぼっており、大幅な予算の拡充が必要な状況である。
- ・ 平成31年3月に策定した「埼玉県無電柱化推進計画」に基づき「防災性の向上」と「地域の活性化」の2つの観点から計画的かつ迅速に電線類の地中化を進める必要がある。
- ・ 電線類の地中化を進めるためには多くの事業費が必要であり、継続的かつ安定的な財源確保と共にコスト削減が必要不可欠である。

### ◆参考

#### ○歩道の整備状況（県管理道路）

県管理道路延長	歩道整備延長	歩道整備率
2,774.8 km	2,038.7 km	73.5%

#### ○歩道整備率の推移（県管理道路）

H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1
72.5%	72.8%	72.9%	73.2%	73.3%	73.5%

#### ○歩道の幅員別整備状況（県管理道路）

歩道幅員	0.75m以上～2.5m未満	2.5m以上	合計
整備延長	667.0 km	1,371.7 km	2,038.7 km
構成比	32.7 %	67.3 %	100 %

#### ○電線類地中化の整備状況（県管理道路）

H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1
53.0km	54.1km	55.7km	57.5km

令和3年4月1日現在

# ■ 多様な主体による地域社会づくり



【厚生労働省】

県担当課：社会福祉課、地域包括ケア課

## 1 重層的支援体制整備事業の推進【一部新規】



【厚生労働省】

### ◆提案・要望

重層的支援体制整備事業の推進に向けて、更なる財源措置を講ずるなど市町村の意欲を高める仕組みにすること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 高齢者・障害者・児童・生活困窮者など福祉の分野ごとの相談支援体制では対応が難しい複合的な課題を抱えた方が増加している。
- ・ そこで国は、「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業（以下この頁において「モデル事業」という。）を活用しながら、各市町村における地域住民相互の支え合いの体制づくりや関係機関の連携による包括的支援体制の整備を進めてきた。
- ・ モデル事業の成果等を踏まえ、国は社会福祉法を一部改正し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築を支援するため、新たな市町村の任意事業として「重層的支援体制整備事業」を規定した（令和3年4月1日施行）。
- ・ この法改正により、制度別（高齢者・障害者・子ども・生活困窮者など）に設けられた財政支援を1本の補助要綱に基づき一体的な実施が可能となった。
- ・ しかしながら、重層的支援体制整備事業のうち、「包括的な相談支援」及び「地域づくりに向けた支援」については、既存の財源の組替えであり、当事業に取り組む市町村の財政負担を減らす仕組みではない。
- ・ また、交付金の算定にあたっては、既存の制度別の補助金・交付金の前々年度の事業実績額に基づき按分して算出することになっているが、事業実態と按分率との間に乖離が生じる場合は按分率を補正したり、相談支援機関の開設・廃止が生じる場合はその影響額を計算するなど、計算が複雑になっている。
- ・ 国の財政支援の仕組みは、重層的支援体制整備事業に関する市町村の意欲を高める仕組みとはなっていないため、当事業に取り組む意欲的な市町村に対し、更なる財源措置を講ずるとともに、交付金の算出にあたっては、当該年度の事業予算額に基づく算出にするなど、分かりやすい仕組みに変更する必要がある。
- ・ 重層的支援体制整備事業は市町村の自治事務であり、「多機関協働事業」等については、令和5年度から都道府県が財政負担する方針が一方向的に示されたが、令和5年度以降も国の責任で実施すべきである。

なお、都道府県に負担を求める場合は、地方交付税による対応など、国が都道府県に対し十分な財源措置を講ずるべきである。

◆参考

○重層的支援体制整備事業の取組予定市町村

令和3年度	令和4年度	令和5年度
2市町村	8市町村	9市町村

○本県の主な取組・支援

- ・市町村に対し、アドバイザーを派遣
- ・市町村情報交換会や研修の開催

## 2 孤立死防止対策の充実



【厚生労働省】

### ◆提案・要望

ライフライン事業者や輸送事業者などの個人情報取扱事業者が居住者の異変を発見し、生命の危険が予見される場合には、個人情報を本人の同意を得ることなく第三者に提供できることをガイドラインなどに事例として明記し、発見者が自治体へ通報しやすい環境づくりを更に進めること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 各自治体においては、自治会組織や住民ネットワークを活用した見守り活動など、住民が安心して暮らせる地域づくりに取り組んでいる。
- ・ しかしながら、様々な事情により自らSOSを発信できない、あるいは発信しない住民などへの支援が課題となっている。
- ・ そこで、地域住民のほか、電気・ガス・水道といったライフライン事業者や新聞配達業者、宅配業者など日頃住民と接する機会が多い業者などの関係機関の協力を得て、早期発見の仕組みを構築することが重要である。
- ・ 「個人情報の保護に関する法律」には、「利用目的による制限（第16条）」及び「第三者提供の制限（第23条）」の規定がある。
- ・ 同法では、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する場合は、これらの制限は適用除外とされている。
- ・ しかし、国のガイドラインには、個人情報の提供制限の例外については記載されているが、ライフライン事業者などの個人情報取扱事業者が躊躇することなく通報できるようにする具体的な事例が記載されていない。

### 3 生活福祉資金相談体制の維持【一部新規】



【厚生労働省】

#### ◆提案・要望

- (1) 生活福祉資金貸付制度について、県及び市町村の社会福祉協議会が資金の貸付けから償還終了までの相談支援を継続して行うために必要な財源を国として確保すること。
- (2) 今後、特例貸付を実施する場合には、あらかじめ都道府県及び社会福祉協議会の意見を踏まえること。

#### ◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では制度の適正な実施を確保するため、毎年度、県社会福祉協議会に対して事業の実施に要する経費を補助している。
- ・ 平成26年度は、国のセーフティネット支援対策等事業費補助金を活用して74,954千円、国の交付金で造成された緊急雇用創出事業臨時特例基金を財源として245,560千円、合計で320,514千円の補助金を交付した。
- ・ 平成27年度は国の補助制度が変更され、これまで厚生労働大臣が認めた額とされていた補助基準額が、貸付件数等の実績に基づいて決定される方式に改められたが、経過措置による個別協議が認められ、本県の所要額であった97,561千円が確保された。
- ・ 平成28～30年度も経過措置の適用により本来の補助基準額を超える60,712千円が確保された。
- ・ 一方、令和元年度及び2年度は、債権回収の取組を強化することに伴う加算措置を活用することにより、同程度の補助基準額が確保され、3年度も同様の加算措置が継続されることになっている。
- ・ また、市町村社会福祉協議会等の相談体制整備に係る経費への補助制度が平成26年度で廃止された。27年度からは国の制度要綱の改正により、当分の間、貸付原資の一部を取り崩して同経費に充てることが可能となったが、この取扱いは、あくまでも基金廃止に伴う激変緩和の経過措置であり、基本的には廃止していくことが必要との考えが国から示されている。
- ・ 近年、生活福祉資金の貸付件数は減少傾向にあったが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた緊急小口資金等の特例貸付が令和2年3月から始まり、貸付件数は急増した。
- ・ 県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会では、貸付後も長期にわたって多くの借入者の自立や償還のため、相談支援を続けていく必要がある。
- ・ そのため、令和4年度以降も県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会が継続的に適正な相談支援体制を維持していくための財源の確保が不可欠である。
- ・ また、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて実施されている特例貸付については、事務手続に関する国からの情報提供が直前になることが多く見受けられる。
- ・ 都道府県や社会福祉協議会の状況が考慮されずに、国の制度運用がなされており、現場では十分な情報等がないまま、手探りで事業を継続しているところである。
- ・ 適切に制度を運用するためには、あらかじめ都道府県及び社会福祉協議会の意見を踏まえ、特例貸付を実施することが重要である。

◆参考 国庫補助額の推移

○県社会福祉協議会の人件費及び事務費、民生委員実費弁償費

	補助金額 (上限額)	財 源
平成26年度	<u>113,811千円</u>	①セーフティネット支援対策等事業費補助金 74,954千円 (国1/2、県1/2) ②緊急雇用創出事業臨時特例基金 38,857千円 (国10/10)
平成27年度	<u>97,561千円 (a + b)</u> a 補助基準額 48,012千円 b 経過措置による加算 49,549千円	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 (国1/2、県1/2)
平成28年度	<u>60,712千円 (a + b)</u> a 補助基準額 45,256千円 b 経過措置による加算 15,456千円	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 (国1/2、県1/2)
平成29年度	<u>60,712千円 (a + b)</u> a 補助基準額 40,550千円 b 経過措置による加算 20,162千円	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 (国1/2、県1/2)
平成30年度	<u>60,712千円 (a + b)</u> a 補助基準額 38,808千円 b 経過措置による加算 21,904千円	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 (国1/2、県1/2)
令和元年度	<u>1,211,674千円</u>	①生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 57,674千円 (国1/2、県1/2) ②生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 1,154,000千円 (国10/10) ※②は特例貸付の原資分
令和2年度	<u>57,153,146千円</u>	①生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 67,146千円 (国1/2、県1/2) ②生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 57,086,000千円 (国10/10) ※②は特例貸付の原資分
令和3年度 (見込み)	<u>7,999,580千円</u>	①生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 59,580千円 (国1/2、県1/2) ※予算額を記載 ②生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 7,940,000千円 (国10/10) ※特例貸付の原資分 (3月末時点内示分)

○市町村社会福祉協議会の相談体制整備のための人件費、事務費

	補助金額等	財 源
平成26年度	206,703千円	緊急雇用創出事業臨時特例基金 (国10/10)
平成27年度	103,351千円	生活福祉資金原資 平成26年度実績相当額の1/2を目安に、 平成25年度償還金収入実績額の3割まで
平成28年度	103,189千円	生活福祉資金原資 前々年度償還金収入実績額の3割まで
平成29年度	106,510千円	
平成30年度	91,349千円	
令和元年度	88,790千円	
令和2年度	90,627千円	
令和3年度	94,353千円	



# ■ 人権の尊重



【内閣官房、外務省、内閣府、厚生労働省、総務省、法務省】

県担当課：人権推進課、男女共同参画課、社会福祉課

## 1 インターネット上の人権侵害情報の拡散防止



【総務省、法務省】

### ◆提案・要望

- (1) 国自らが全国一律のインターネットモニタリングを行い、インターネット上の人権侵害情報の早期発見、早期削除に努め、人権侵害情報の拡散を防止するための対策を講ずること。
- (2) プロバイダ責任制限法を改正するなど、インターネット上の不特定多数の者に対する差別を助長又は誘発する情報を速やかに削除できるよう実効性のある法律制度を早期に整備するとともに、プロバイダ事業者等業界団体の取組をさらに支援することで、人権が侵害された被害者の救済を迅速に行えるための対策を講ずること。

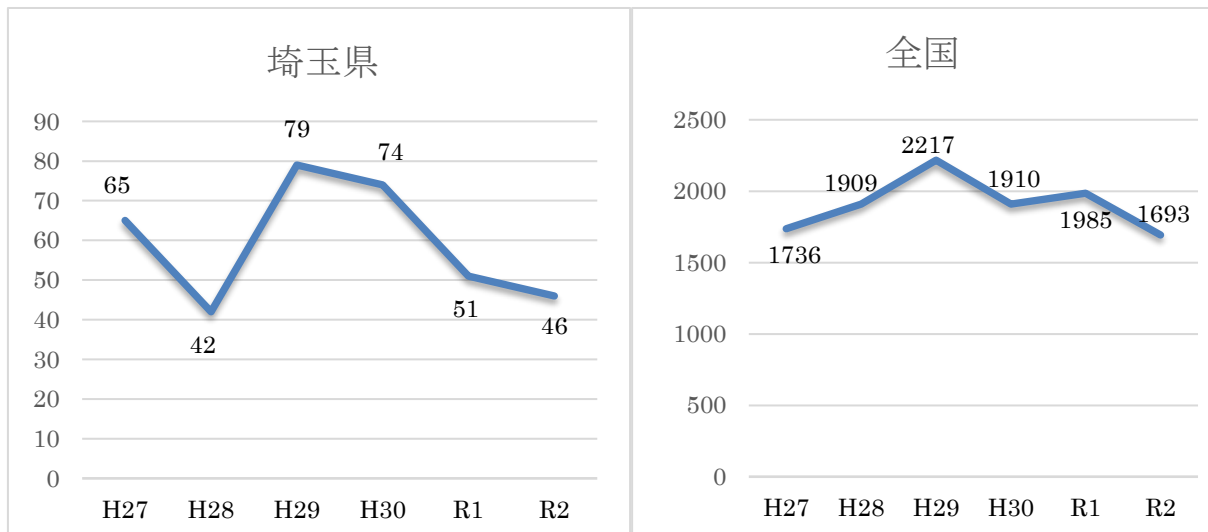
### ◆本県の現状・課題等

- ・ 情報化社会の進展に伴い、インターネットを利用した差別を助長あるいは誘発する情報の掲載など不特定多数の者に対する人権侵害が発生し、年々増加している。
- ・ 本県においても、さいたま地方務局が人権侵犯事件としてインターネットに係る救済手続を行った件数が高い水準で推移している。
- ・ インターネットは伝播性が強く、深刻な被害を生じやすいが、人権侵犯事件として救済手続を開始する場合は、特定の被害者や関係機関等からの情報に基づき行うとしている。
- ・ インターネット上の部落差別をはじめとする差別的な書き込みの問題については、インターネットの特質上、監視する対象は全国に、更にプロバイダ等の管理者にいたっては海外に及んでいる。
- ・ 人権侵犯事件調査処理規程による法務省からプロバイダへの削除依頼は強制力がない。
- ・ 改正されたプロバイダ責任制限法では、被害者が発信者を特定するための開示請求が簡素化されたが、不特定多数の者に対する差別を助長あるいは誘発する情報は対象外である。
- ・ 平成 29 年 3 月に、プロバイダ業界団体は「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の解説」を改正し、「特定の地域が同和地区であるなどと示す情報」を他者に対する不当な差別を助長する行為に追加したが、事業者の自主的な取組に留まっている。



◆参考

○インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件（開始）の推移



## 2 婦人保護事業及び婦人相談所の在り方



【内閣府、厚生労働省】

### ◆提案・要望

- (1) 婦人保護事業の対象者は時代の変化に合わせて拡大しているが、根拠法である売春防止法の規定については、制定以来、基本的な見直しは行われておらず、法律が実態にそぐわなくなっている。様々な困難を抱える女性の支援を包括的に行うため、売春防止法の抜本的な見直しを早急に行うこと。
- (2) あわせて、多様で複合的な困難を抱える女性の支援を365日24時間体制で行う婦人相談所の業務に即した職員配置基準に改めるとともに全国共通の指標となる一時保護の基準を示すこと。また、そのための財政措置を行うこと。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 婦人保護事業は、昭和31年制定の売春防止法に基づく「要保護女子」の「保護更生」を図る事業として始まったが、その後、社会経済情勢の変化を踏まえ、支援ニーズが多様化している。
- ・ 配偶者暴力防止法が制定され、DV被害者が婦人保護事業の対象とされた後、次々と発出される通知によりストーカー被害者や人身取引被害者、家庭破綻や生活困窮等の困難な問題を抱える者等徐々に対象者が拡大し、それとともに婦人相談所が担う機能や役割もますます重要なものとなっている。
- ・ しかしながら、根拠法である売春防止法の規定については、制定以来、基本的な見直しは行われておらず、法律と実態がそぐわなくなってきた。
- ・ 都道府県が設置義務の婦人相談所については、現在の職員配置基準も売春防止法に基づいたものとなっており、各関連通知に対応できる体制となっておらず、脆弱な体制となっている。
- ・ また、困難な問題を抱える女性の自立支援に当たっては生活保護、母子福祉、生活困窮者自立支援等、市町村が権限や資源等を有しており、市町村の支援は不可欠であるが、売春防止法には市町村の責務や役割についての規定がなく、婦人相談員の設置は任意となっている。令和2年度現在、県内で婦人相談員を設置している市は37.5%に留まっている（町村については、県福祉事務所に設置）ため、市町村における女性支援に大きな格差が生じている。
- ・ こうした状況を踏まえ、国においては婦人保護事業における運用面の改善に向けた当面の対応として「婦人保護事業の運用面における見直し方針について」（令和元年6月21日）を示し、婦人保護事業の対象者の拡大を図るため、他法他施策優先の取扱いの見直しなどが示されたが、職員配置基準については見直されていない。
- ・ 一方、婦人相談所は、DV防止法に基づくDV被害者保護支援の中核機関として、現状はDV被害者保護が一時保護入所者の大半を占めており、施設の秘匿性等の観点から支援の方向性が異なる、DV被害者以外の者の保護が困難となっている。
- ・ 上記により、必要とされている現状の婦人保護事業に対応した職員配置基準への見直しと、そのための財政措置、並びにDV被害者とそれ以外の女性の保護を円滑に実施できる新たな一時保護基準が必要となっている。

### 3 日本人拉致問題の早期解決



【内閣官房、外務省】

#### ◆提案・要望

- (1) 北朝鮮に対しては粘り強く交渉を行い、早急に全ての拉致被害者等の生存確認及び帰国の実現を図ること。
- (2) 北朝鮮による拉致の疑いが排除されない行方不明者については、調査・事実確認を行い、拉致被害者として速やかに認定すること。
- (3) 朝鮮半島有事の際には、米国をはじめ関係諸国と連携して、拉致被害者等の安全確保にあらゆる手立てを尽くすこと。
- (4) 政府認定拉致被害者とその家族には、帰国後、平穏な生活を送ることができるように給付金支給など十分な対応をとり、生活再建を図ること。

#### ◆本県の現状・課題等

- ・ 平成14年9月の日朝首脳会談で北朝鮮が拉致を認め、平成16年までに拉致被害者5人とその家族8人が帰国して以降、新たな帰国者はない。
- ・ 平成30年6月、平成31年2月の米朝首脳会談で日本人拉致問題が取り上げられ、日朝首脳会談の開催が期待されたが、現在まで開催されず、問題解決の糸口がつかめない状況である。
- ・ 本県には拉致被害者田口八重子さんや拉致の可能性を排除できない多くの方々があり、その御家族も高齢であることから、外交交渉により帰国の早期実現を図りたい。

#### ◆参考

○拉致被害者・拉致の疑いが排除されない行方不明者（埼玉県関係者）

**必ず取り戻す!**

北朝鮮による拉致被害者

北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案に係る方々

情報は近隣の警察署  
または専用ダイヤル  
048-838-3759  
へお願いします。

埼玉県・埼玉県警察